

事 務 連 絡
平成 28 年 7 月 22 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の補助対象の拡大について

日頃より、保育行政に格段の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関しては、「社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成 22 年 3 月 15 日厚生労働省発社援 0315 第 9 号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により定めているところです。

平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度により、新たに地域型保育事業が創設されたこと、また、平成 28 年熊本地震による被害の状況等を踏まえ、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の補助対象を拡大し、地域型保育事業を行う施設（※）も対象とすることとしております。

今後、上記対象施設の拡大等を改正内容とした交付要綱の発出を行う予定としておりますので、取り急ぎご連絡するとともに、管内市町村（特別区を含む）、施設・事業者に対する周知をお願いいたします。

※ 地域型保育事業のうち、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う施設を対象

（問い合わせ先）

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

保育課 予算係

電 話：03（5253）1111（内線 7927、7833）

03（3595）2542（直通）

E-mail：hoikuseibi@mhlw.go.jp